

- 1 舞台・テレビジョン照明技術者技能認定規程
- 2 舞台・テレビジョン照明技術者技能認定委員会規則
- 3 舞台・テレビジョン照明技術者技能認定試験実施要綱
- 4 舞台・テレビジョン照明技術者技能認定基準
- 5 舞台・テレビジョン照明技術者技能認定資格査問委員会規程

舞台・テレビジョン照明技術者技能認定規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本照明家協会（以下「本会」という。）が、舞台又はテレビジョンにおける照明技術者に求められる知識及び技能を一定水準以上習得した者につき、これを資格として認定（以下この認定を「技能認定」という。）する事業を行うに当たっての基本的事項を定め、同事業の円滑な実施を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程でいう照明技術者とは、舞台、テレビジョンスタジオ又は仮設ステージ等において、照明設計、照明操作、照明に関連する設備又は機器の運用、保守、管理等照明に関する業務を行う者をいう。

(認定)

第3条 技能認定は、この規程の定めるところにより、本会の会長が行う。

2 技能認定の種別は、1級及び2級とする。

3 技能認定は、前項の種別に対応した試験（以下、1級に係る試験を「1級試験」、2級に係る試験を「2級試験」といい、両者を総称して「技能認定試験」という。）を実施し、これに合格した者に対して行う。

4 技能認定の基準は、「舞台・テレビジョン技術者技能認定基準」の定めるところによる。

(講座)

第4条 本会は、前条第4項の技能認定基準に準拠した講座資料を作成するとともに、技能認定試験の受験を希望する者を主たる対象として、その技能の向上を図るための講座（以下この講座を単に「講座」という。）を実施する。

2 講座は、「舞台及びテレビジョン照明のための公開講座」として、中央講座及び地域講座を開催する。このうち中央講座は1級試験の受験を希望する者、地域講座は2級試験の受験を希望する者を主たる対象として開催する。

(担当委員会)

第5条 技能認定試験及び講座の実施に関する具体的な事務は、次の各号に掲げる技能認定試験及び講座の種別に応じ、当該各号に定める委員会が主に行う。

① 1級試験及び中央講座

舞台・テレビジョン照明技術者技能認定委員会規則第3条所定の本部技能認定委員会

② 2級試験及び地域講座

舞台・テレビジョン照明技術者技能認定委員会規則第3条所定の支部技能認定委員会

2 前項の本部又は支部の技能認定委員会に関する具体的事項は、舞台・テレビジョン照明技術者技能認定委員会規則の定めるところによる。

(技能認定試験)

第6条 技能認定試験は、筆記試験によって行う。

- 2 技能認定試験は、別に定める「舞台・テレビジョン技術者技能認定基準」に掲げる内容に基づいて実施する。

(技能認定試験の告知)

第7条 技能認定試験を行う日時及び場所並びに受験申請書の提出期限その他技能認定試験の実施に関し必要な事項は、「日本照明家協会誌」その他の媒体によって告知する。

(技能認定試験の実施)

第8条 技能認定試験は、毎年1回以上これを行う。

- 2 技能認定試験の実施に関する具体的な事項は、舞台・テレビジョン照明技術者技能認定試験実施要綱の定めるところによる。

(受験資格)

第9条 技能認定試験の受験資格を有する者は、次の各号に掲げる技能認定試験の種別に応じ、当該各号に掲げる者とする。

① 2級試験

舞台照明又はテレビジョン照明に関し1年以上の実務の経験を有し、第4条第2項の地域講座の受講を修了した者、又は、これに相当する経験等を有する者として本会が認めた者。

② 1級試験

2級の技能認定を取得した後、引き続き3年以上の実務経験を有する者、もしくは舞台・テレビジョン照明に関し、5年以上の実務の経験を有する者。ただし、いずれの場合においても、第4条第2項の中央講座の受講を修了した者とする。

- 2 前項に掲げる実務の経験年数とは、1年間に8ヶ月以上実務に従事することをいう。

(技能認定試験の免除)

第10条 会長は、舞台・テレビジョン照明に関する十分な専門知識及び技能を有する者として特に認める者につき、技能認定試験の一部又は全部を免除することができる。この場合において、会長は、執行理事会の意見を聴かなければならない。

(受験申請)

第11条 技能認定試験を受験しようとする者は、別に定める書式による申請書をもって会長に申請しなければならない。

(合否の決定)

第12条 技能認定試験を受験した者に対する合否の判定は、本部技能認定委員会が行う。この場合において、合格とする点数は、1級試験及び2級試験ともに、概ね、総点数中の7割以上の点数とする。

- 2 支部技能認定委員会の委員長は、2級試験の採点結果その他必要とする事項を本部技能認定

委員会に対して報告する。

- 3 本部技能認定委員会の委員長は、1級試験及び2級試験の合否判定の終了後、その合格者の氏名その他必要とする事項につき、会長に報告する。

(認定証の交付)

- 第13条 会長は、技能認定試験に合格した者の氏名を登録台帳に登録し、合格者に対し、合格した種別に係る技能認定証を交付する。

(手数料)

- 第14条 技能認定試験及び講座の受験料及び受講料の額は、会長がこれを定める。
2 納付された受験料及び受講料の返還は行わない。ただし、天災その他受験者の責めに帰すことのできない理由により受験及び受講できなかつたと会長が認める場合を除く。

(受験の停止及び合格の取消)

- 第15条 技能認定試験の受験に際して、次のような不正行為を行った者に対しては、その試験の受験又は合格を取り消し、技能認定証を交付した場合は返還させるものとする。

- ① 試験の実施中に不正行為をしたとき。
- ② 試験の問題等試験に関する秘密事項について、試験関係者より情報の提供を受ける等不正な手段でそれを入手したとき。

(資格の停止)

- 第16条 技能認定の権威を著しく損ねる行為があった者に対しては、会長は、査問委員会に諮問し、その答申に基づき、当該者に係る技能認定資格を停止することができる。

- 2 査問委員会に関する規程は別に定める。

(認定証の再交付)

- 第17条 技能認定証の交付を受けた者が、当該認定証を紛失もしくは著しく損傷したとき、又は氏名を変更したときは、当該技能認定証の再交付を受けることができる。

- 2 技能認定証再交付手数料は、再交付申請の際に徴収する。

(改廃)

- 第18条 この規程の改廃は理事会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、平成22年12月27日から施行する。

附 則

この規程の改定は、平成27年9月16日から施行する。

附 則

この規程の改定は、平成28年9月14日から施行する。

附 則

この規程の改定は、2022年3月15日から施行する（2022年3月15日理事会決議）。

附 則

この規程の改定は、2022年10月18日から施行する（2022年10月18日理事会決議）。

舞台・テレビジョン照明技術者技能認定委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、舞台・テレビジョン照明技術者技能認定規程第5条第2項に基づき、本部又は支部に設置される技能認定委員会の構成、役割、技能認定委員の資格等の具体的事項について定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規則における用語の意義は、舞台・テレビジョン照明技術者技能認定規程の定めるところによる。

(技能認定委員会の設置とその構成)

第3条 技能認定委員会は本部技能認定委員会及び支部技能認定委員会によりこれを構成し、講座及び技能認定試験に係る全体指針の策定、試験問題の作成及び採点、試験実施の運用を行う。

(各技能認定委員会の役割)

第4条 前条に定める技能認定委員会の役割は次の通りとする。

- ① 本部技能認定委員会
 - イ 講座及び技能認定試験に関し、その企画、運用、管理にあたること。
 - ロ 会長の指示に基づき、技能認定試験の問題を作成し、その正解を定めること。
 - ハ 1級試験の会場における試験管理を行うこと。
 - ニ 1級技能認定試験の答案を採点し、合否を判定すること。
 - ホ 2級試験の採点結果について、支部技能認定委員会から報告を受け、合否を判定すること。
 - ヘ 1級試験の答案の管理を行うこと。
 - ト 中央講座、1級試験その他技術認定の円滑な実施のために必要と認められる事項を実施すること。
- ② 支部技能認定委員会
 - イ 2級試験に関し、その企画、運用、管理にあたること。
 - ロ 2級試験について、採点し、その結果を本部技能認定委員会に報告すること。
 - ハ 1級試験の会場における試験管理の補佐を行うこと。
 - ニ 2級試験の答案の管理を行うこと。
 - ホ 地域講座、2級試験その他技術認定の円滑な実施のために必要と認められる事項を実施すること。

(技能認定委員の資格等)

第5条 技能認定委員会の委員の資格、委員長その他の事項については、技能認定委員会の種類に応じ、次の各号に定める通りとする。

- ① 本部技能認定委員会
 - イ 本部技能認定委員会の委員長（以下「本部技能認定委員長」という。）は、原則とし

て、理事の中から、執行理事会の承認を得て会長が選任及び解任する。

ロ 本部技能認定委員会委員（以下「本部技能認定委員」という。）は、舞台・テレビジョンに関し十分な専門知識を有する正会員又は、学識経験者の中から、本部技能認定委員長が、執行理事会の承認を得て、選任及び解任する。

ハ 本部技能認定委員会の副委員長は本部技能認定委員の互選により、選任及び解任するものとし、本部技能認定委員長は、その結果を執行理事会に報告する。

ニ 本部技能認定委員の定員は5名以上とする。

② 支部技能認定試委員会

イ 支部技能認定委員会の委員長（以下「支部技能認定委員長」という。）は、支部長をもってこれに充てる。

ロ 支部技能認定委員会の委員（以下「支部技能認定委員」という。）は、舞台・テレビジョンに関し十分な専門知識を有する正会員または、学識経験者の中から、支部技能認定委員長が、支部運営委員会の承認を得て、選任及び解任する。

ハ 支部技能認定委員の定員は、2名以上とする。

（技能認定委員の任期等）

第6条 本部技能認定委員及び支部技能認定委員の任期は、定款の定める理事の任期に準ずる。ただし、再任を妨げない。

2 本部技能認定委員及び支部技能認定委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。

（技能認定委員氏名の公表）

第7条 本部技能認定委員及び支部技能認定委員の氏名は、選任の都度これを公表する。

（改廃）

第8条 この規則の改廃は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この規則は、平成22年12月27日より施行する。

附 則

この規則の改定は、平成27年9月16日から施行する。

附 則

この規則の改定は、平成28年9月14日から施行する。

附 則

この規則の改定は、2022年3月15日から施行する（2022年3月15日理事会決議）。

舞台・テレビジョン照明技術者技能認定試験実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、舞台・テレビジョン照明技術者技能認定規程（以下「技能認定規程」という。）第8条に基づき、舞台・テレビジョン照明技術者技能認定試験（以下「技能認定試験」という。）を実施するための具体的な事項について定めることを目的とする。

(技能認定試験の実施主体)

第1条の2 技能認定試験のうち、1級に関する試験（以下「1級試験」という。）は、公益社団法人日本照明家協会（以下「本会」という。）の本部が主催して行い、本部技能認定委員会及び本部事務局がその実務を担当する。

2 技能認定試験のうち、2級に関する試験（以下「2級試験」という。）は、定款第3条に基づき設置される本会の各支部が主催して行い、支部技能認定委員会及び支部事務局がその実務を担当する。ただし、本会と協定を締結した学校法人等（以下「協定校」という。）においても、2級試験を実施することができる。

3 前項ただし書の協定においては、その内容として、技能認定試験に係る問題の質の確保、講義を実施する場合の講師の質の確保、試験、講義等の実施内容に関する本会に対する報告、実施状況等に関する本会の検査権限、協定を解消することができる場合、試験、講義等に関する広報活動の具体的な内容その他2級試験の公正かつ円滑な実施に資する事項につき定めなければならない。

(技能認定試験の実施時期)

第2条 技能認定試験は、1級試験は、原則として年1回以上実施し、2級試験は、各支部において定めた期日に実施する。ただし、協定校において実施される2級試験は、各協定校が定めた期日に実施する。

2 2級試験の実施につき、各支部は、前項の規定により定めた実施期日の3ヶ月以上前に、これを本会事務局（以下「本部事務局」という。）に報告する。

(技能認定試験の告知と管理)

第3条 技能認定試験の告知と管理については、次の各号に定めるところによる。

① 1級試験の告知と管理

イ 本部事務局は、会長の指示に基づき、「日本照明家協会誌」その他の媒体によって、1級試験の開催を告知する。

ロ 本部事務局は、受理した受験申請書に基づき受験者名簿を作成して、本部技能認定委員会に送付し、所定の手続きを経て受験票を作成する。

ハ 本部技能認定委員会は技能認定規程第9条に基づき受験資格の審査を行い、その結

果を本部事務局へ送付し、併せて、1級試験の会場における試験管理を行う。

ニ 本部技能認定委員会は、試験結果に基づき合否判定を行い、これを会長に報告する。

ホ 本部事務局は、合否判定に基づき、会長の指示を受けて、所定の事務手続きを行う。

② 2級試験の告知と管理

イ 本部事務局は、各支部よりなされた2級試験の実施に関する報告に基づき、会長の指示を受けて、「日本照明家協会誌」その他の媒体により、2級試験の開催を告知する。

ロ 支部事務局は、受理した受験申請書を支部技能認定委員会に送付し、受験票を作成するとともに2級試験の実施に必要な事務を行う。

ハ 支部技能認定委員会は技能認定規程第9条に基づく受験資格の審査を行う。

ニ 支部技能認定委員会は、試験管理を行うとともに、採点した試験結果を本部技能認定委員会に報告する。本部技能認定委員会は、報告された試験結果に基づき、受験者に対する合否判定を行い、これを本部事務局に報告する。

ホ 本部事務局は本部技能認定委員会からの前項の合否判定に係る報告に基づき、会長の指示を受けて、所定の事務手続きを行う。

(技能認定試験の開催地)

第4条 技能認定試験は、別表に定める9地区毎に、それぞれが属する都道府県のすべて又は一部に設置された会場において実施する。

2 会場の詳細についてはその都度告知する。

3 受験者は、その居住地区に関係なく、自由に受験地区を選択することができる。

(受験の手続き)

第5条 受験申請者は、技能認定規程第11条に定める申請書に手数料を添えて、1級試験の受験申請者は本部事務局に、2級試験の受験申請者は支部事務局にそれぞれ提出するものとする。

(経歴の証明)

第6条 申請書の実務経歴欄には、原則として1級の技能認定資格保持者の証明を要するものとし、これが困難な場合は、所属する団体の責任者、もしくは管理者の証明をもって代えることができる。

(協定校による資格申請)

第7条 第1条の2第2項の規定により協定校において2級試験を実施した場合は、当該協定校の申請により、当該試験を受験し合格した者を2級技能認定資格者と認定することができる。

(受講料の免除)

第8条 技能認定規程第4条に定める講座を受講し、技能認定試験に不合格になった者が、当該講座を受講する場合は、翌年に限り受講料を払うことを要しない。

(改廃)

第9条 この要綱の改廃は理事会の承認を得るものとする。

附 則

この実施要綱は、平成26年9月24日より施行する。

附 則

この実施要項の改定は、平成27年9月16日から施行する。

附 則

この実施要項の改定は、平成28年9月14日から施行する。

附 則

この実施要項の改定は、2022年10月18日から施行する。(2022年10月18日理事会決議)

別表 (第4条第1項関係)

地 区	都 道 府 県						
	北海道						
北海道	北海道						
東北	青森	岩手	秋田	宮城	山形	福島	
東京	群馬	栃木	茨城	埼玉	東京	千葉	神奈川
	山梨	長野	新潟	静岡			
中部	静岡	愛知	三重	岐阜	富山	石川	福井
関西	滋賀	京都	奈良	和歌山	大阪	兵庫	
中国	岡山	広島	鳥取	島根	山口		
四国	香川	徳島	愛媛	高知			
九州	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
沖縄	沖縄						

舞台・テレビジョン照明技術者技能認定基準

1 2級

照明技術者として必要な基礎知識を持ち、現場において他の職種の人達と協同して、安全、正確、かつ迅速に作業を行う能力を有する者とする。

具体的な基準は以下のとおりである。

《学的内容》

	科 目	内 容
一般 知識		1. 照明技術者としての基本的な心構えと、現場における他職種の人達との関連を理解している。 2. 上演芸能の基本的な知識を持ち、内容を理解することができる。
専 門 知 識	1 舞台について	1. 舞台機構・設備について概略の知識を有している。 2. 舞台照明設備について概略の知識を有している。 3. 舞台・ホール以外の会場における設備について、概略の知識を有している。
	2 テレビジョンについて	1. テレビスタジオ設備について概略の知識を有している。 2. テレビスタジオの照明設備について概略の知識を有している。 3. テレビジョンの中継の仕事について、照明を含めて概略の知識を有している。
	3 技術用語	1. 仕事場で用いられている技術用語について基礎的な知識を有している。
	4 照明機器	1. 光源の種類・性質について概略の知識を有している。 2. 照明器具とその性能、器材の種類について基礎的な知識を有している。 3. 調光設備について概略の知識を有している。
	5 基礎工学	1. 電気工学 直流、交流、電圧、電流、電力などについて基礎を理解している。 2. 電子工学 照明機器に用いられる半導体について概略の原理と名称について理解している。 3. 照明工学 光、レンズ、反射鏡について基礎を理解している。

《実技的内容》

科 目	内 容
1 準備、仕込み	1. 仕込み図に基づいて器材の準備その他の作業を行うことができる。 2. 作業現場において、担当区分における作業を正確、確実、安全に行うことができる。
2 上演中の作業	1. 照明設計者、チーフオペレーターの指示の下に上演中の作業を確実に行うことができる。
3 照明機器	1. 各種照明機器の機能を理解することができる。 2. 照明機器の基本的な操作を行うことができる。
4 作業の安全	1. 現場において安全に作業をすることができる知識と能力を有している。
5 トラブルへの対処	1. 器具、回路の不良による不点灯の原因を速やかに処理することができる。
6 管理	1. 舞台・テレビスタジオにおいて、機器の一般的な保守管理ができる。

2 1級

照明技術者として高度な知識を持ち、豊富な経験と熟練した技能を有し、業務の実施にあたって照明設計を充分理解し、責任者として円滑、安全に作業を進め得る者とする。

具体的な基準は以下のとおりである。

《学学科的内容》

	科 目	内 容
一般知識		1. 上演芸能と照明との関連について十分な知識を有している。 2. 芸術全般に対して一般的な知識を有している。
専門知識	1 現場に関連する知識	1. 舞台・テレビスタジオだけでなく、仮設ステージをはじめ照明に関わるすべての現場において、機構全般に関する十分な知識を持ち、その運用方法についても理解している。
	2 技術に関連する知識	1. 作業の現場で用いられる技術に関して高度な知識を持ち、他の分野との折衝においても十分な能力を有する。
	3 基礎工学	1. 電気・電子・照明工学の基礎的な知識について充分理解している。

	4 照明機器	1. 照明機器全般にわたって十分な知識を有している。 2. 照明機器の機能と電気・電子・照明工学との関連について理解している。
	5 作業の安全	1. 準備中及び上演中における作業の安全を確認し、業務を遂行する能力を有している。 2. 舞台・テレビスタジオその他における安全管理に関する法規について一般的な知識を有している。

《実技的内容》

科 目	内 容
1 準備、仕込み	1. 従事する作業において、照明設計を充分理解し、仕込み図に基づいて作業内容を指示して速やかに作業を行うことができる。
2 上演中の作業	1. 照明設計を理解し、設計者の指示に基づき正確、速やかに作業を行い、上演中の照明作業全体の進行を管理することができる。
3 作業の安全	1. 作業中の事故を未然に防止するよう、技術的・精神的に配慮する能力を有している。
4 事故の処理	1. 種々の事故に対して速やかに対応することができる。 2. 非常の場合、管理者と協力して適切な行動をとれる能力を有している。
5 管理	1. 作業現場において、他の分野と協力して日常の管理業務を行うことができる。

3 この基準の改廃は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この基準は、平成22年12月27日から施行する。

附 則

この基準の改定は、2022年3月15日から施行する（2022年3月15日理事会決議）。

舞台・テレビジョン照明技術者技能認定資格査問委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、舞台・テレビジョン照明技術者技能認定規程第16条第2項に基づき、会長から諮問を受けて技能認定資格の停止等に関する事項につき審議する査問委員会の構成、権限、手続等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(査問の申立て)

第2条 技能認定資格の権威を損なう行為があったときは、この判断をした者は、事情を説明する文書に1級技能認定資格保持者2名の連署をもって、会長に対し、査問を申し立てることができる。

(諮問)

第3条 会長は、前条の申立てがあったときは、査問委員会を招集し、申立てに係る行為を行った行為者（以下「被申立人」という。）が有する技能認定資格に関し、第6条に定める資格停止の措置をとるか否かにつき、諮問する。

(委員会の構成)

第4条 査問委員会は、会長及び業務執行理事をもって構成する。

(査問の手続き)

第5条 査問委員会は、被申立人から、書面により事情を聴取するとともに、事実を証す文書があればその提出を求める。

2 査問委員会は、申立人に対し、必要に応じ、説明を求めることができる。

3 査問委員会は、必要と認めるときは、被申立人に面接の上で、弁明の機会を与える。この場合において、申立人、被申立人の双方を立ち合わせて事情を聴取することができる。

(査問の答申)

第6条 査問委員会は、前条の手続を経た後、被申立人に資格停止事由があると認めるときは、次の各号に定める措置のいずれかの適用を、会長に答申する。

- ① 資格の無期限停止
- ② 資格の一定期間停止

2 前項において、査問委員会が被申立人につき資格停止事由がないと認めるときは、会長にその旨を答申する。

(通知)

第7条 会長は、前条の答申に基づき、申立人及び被申立人に対し、査問の結果を通知する。

(改廃)

第8条 本規程の改廃は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、平成22年12月27日より施行する。

附 則

この規程の改定は、平成27年9月16日より施行する。

附 則

この規程の改定は、2022年5月19日より施行する（2022年5月19日理事会決議）。